

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 20 日付鳥取県告示第 258 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

井畑 博範	日野郡日南町阿毘緑字宮ノ谷山 62 の 3
古井才三郎	〃
高柴庄三郎	〃
木下益治郎	〃
木下儀一郎	〃
井畑 博範	日野郡日南町阿毘緑字宮ノ谷山 63
古井才三郎	〃
高柴庄三郎	〃
村上浅治郎	〃
木下 正知	〃
木下益治郎	〃
遠藤 潔	日野郡日南町阿毘緑字緑屋彦塔 1769 の 2
〃	日野郡日南町阿毘緑字緑屋彦塔 1770
古井 敏彦	日野郡日南町阿毘緑字緑屋藤吉山 1778
古井 友藏	〃
木下 正文	日野郡日南町阿毘緑字緑屋才ノ峠 1784 の 1
足立 毘芳	日野郡日南町阿毘緑字日向悪道山 2918
別所文太郎	〃
木下 正知	〃
森脇 新市	日野郡日南町阿毘緑字御墓山 2954 の 1
森脇吉太郎	〃
木下 正知	〃

森脇 利宜	日野郡日南町阿毘縁字高橋山 2956 の 23
〃	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ上エ 2958 の 5
足立千代子	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ上エ 2958 の 11
〃	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ上エ 2958 の 22
伊豆葉三保子	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 1
岸 助八	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 8
木村 金藏	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 11
林 喜作	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 12
伊豆葉三保子	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 14
木村 金藏	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 25
岸 助八	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 28
〃	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 54 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 58
木村 義明	日野郡日南町下阿毘縁字小屋床山 748
木村 信明	〃
木村 博明	〃
山城 能之	日野郡日南町下阿毘縁字金井谷山 749
坪倉 喜八	〃
木下 正知	〃
岩田 重徳	日野郡日南町下阿毘縁字滝ノ上山 750
山城 能之	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福田 名正	日野郡日南町笠木字小屋ヶ谷 2981 の 2
-------	------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全
課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課